

最大
10万円!

テイクアウト・デリバリー事業の導入に 取り組む飲食事業者の方を補助します

飲食事業者の方が新たにテイクアウト・デリバリーサービスを開始した費用の一部を補助します。

補助額

補助対象経費の1/2（上限10万円）

申請受付期間

令和3年4月1日（木）から令和3年12月24日（金）まで（消印有効）

対象事業者

市内で飲食店等を営んでいる中小企業者で、テイクアウト事業における飲食の提供並びに宅配業務を導入する事業者

申請方法

下記の書類を添えて商工労働政策課へ郵送、または直接持参

- ・ 交付申請書（様式第1号）
- ・ 事業計画兼支出予算書（様式第17号）
- ・ 登記事項証明書等（法人）発行後3か月以内の履歴事項全部証明書
（個人）個人事業の開業届出書
- ・ 取り扱う食品の種類、事業の形態に応じた許可書等
- ・ 直近の市税納税証明書

対象経費

新たにテイクアウト事業等を開始する際の初期費用など、事業開始日が属する月から数えて最長3か月の間にかかる経費であって、市長が認めたもの。

※事業開始日は交付決定日以降に限ります。

※交付決定日前に購入等された場合は補助対象とはなりません。

詳細は下記お問い合わせ先にご連絡ください。

申請・問い合わせ

〒520-8575 大津市御陵町3番1号
大津市 商工労働政策課
電話 077-528-2755（直通）

